

富山県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等）
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令、国が定める「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」（令和7年12月22日厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知別紙）、「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知別紙2。以下、「実施要綱」という。）及び富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）に定めるもののほか、富山県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「介護施設等」とは、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホームのことをいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、物価高騰等の厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入に対する補助を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、補助金の交付の対象となる介護施設等を運営する団体又は法人等であって、知事が適当と認める者（以下「対象法人等」という。）とする。

（交付の対象等）

第5条 補助金の交付の対象となる基準単価は、別表に掲げるとおりとし、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護施設等とする。

- (1) 令和7年4月1日時点において、稼働しており、入所者、入居者又は利用者に対しサービス及び食事を提供していること。
- (2) 補助金の申請日時点において、介護施設等を廃止又は介護施設等の全体を休止しておらず、かつ、その予定がないこと。
- (3) 富山県内に所在する介護施設等であること。

2 補助金の交付は、1介護施設等につき1回限りとする。

（対象経費等）

第6条 この補助金は、内示日（この要綱の適用日を内示日とする。）から申請日までの間に補助対象者が負担した食料品の購入費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、令和7年（2025年）4月1日時点の定員1人当たり18,000円を上限として、交付する。ただし、令和7年（2025年）4月2日以降に新たに事業を開始した介護施設等の場合は、その指定等の日時点の定員をもとに算出する。

(交付する補助金の額)

第7条 交付する補助金の額は、実施要綱別添2により算出された額とする。なお、対象法人等が運営する介護施設等が複数ある場合は、算出された額の合計額とする。

2 介護施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 対象法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和8年4月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額及び精算額一覧(様式第2号)
- (2) 事業実施計画書及び事業実績報告書(事業所単位)(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、当該補助金交付申請書及び実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書及び実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(帳簿の保管)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)3月6日から施行し、令和7年(2025年)12月16日から適用する。

別表（第5条関係）

介護施設等の種別	補助基準単価
○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護事業所（空床利用型除く） ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム	<食費分> 定員1名あたり18,000円